

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 益城町では予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種履歴管理(履歴の照会及び交付) ②予防接種法による予防接種の実施対象者把握及び対象者通知作成 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 ・住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の把握 ・個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日等) ・照会申請による予防接種履歴の照会 ・交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、予防接種システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2項 2. 及び益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二 第16の2項、16の3項、115の2項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二 第16の2項、17、18、19、115の2項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課 健康増進係
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課健康増進係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10号	番号法第9条第1項 別表第一 第10号及び益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書	参考資料	新様式への対応	事後	新様式への対応
令和3年2月25日	1-②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 益城町では予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種履歴管理(履歴の照会及び交付) ②予防接種法による予防接種の実施対象者把握及び対象者通知作成 ③地域保健報告等に関する統計処理	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 益城町では予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種履歴管理(履歴の照会及び交付) ②予防接種法による予防接種の実施対象者把握及び対象者通知作成 ③地域保健報告等に関する統計処理 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種に関する事務	事後	法改正に基づく追記
令和3年2月25日	3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10号及び益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2項及び益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	法改正に基づく追記
令和3年2月25日	4-②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 第17号第18号第19号	番号法第19条 別表第二 17、18、19、115の2項	事後	法改正に基づく追記
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康づくり推進課 健康増進係	健康保険課 健康増進係	事後	部署編成に伴い
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長	健康保険課長	事後	部署編成に伴い
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	健康づくり推進課健康増進係 熊本県上益城郡益城町大字惣領1470番地	健康保険課健康増進係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事後	部署編成に伴い
令和3年6月9日	4-②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 17、18、19、115の2項	○番号法第19条 別表第二 (1)情報照会の根拠 第17、18、19、115の2項 (2)情報提供の根拠 第115の2項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第12条の3、13条、13条の2、59条の2項 (2)情報提供の根拠 第59条の2	事後	記載内容不十分の為
令和3年8月25日	I-1-②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 益城町では予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種履歴管理(履歴の照会及び交付) ②予防接種法による予防接種の実施対象者把握及び対象者通知作成 ③地域保健報告等に関する統計処理 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種に関する事務	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 益城町では予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種履歴管理(履歴の照会及び交付) ②予防接種法による予防接種の実施対象者把握及び対象者通知作成 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種に関する事務 ・住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の把握 ・個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日等) ・照会申請による予防接種履歴の照会 ・交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う	事前	新たな事務の追加
令和3年8月25日	I-1-③システムの名称	予防接種	健康管理システム、予防接種システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月25日	I-4-②法令上の根拠	○番号法第19条 別表第二 (1)情報照会の根拠 第17、18、19、115の2項 (2)情報提供の根拠 第115の2項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第12条の3、13条、13条の2、59条の2項 (2)情報提供の根拠 第59条の2	○番号法第19条第8号及び別表第二 (1)情報照会の根拠 第16の2項、17、18、19、115の2項 (2)情報提供の根拠 第16の2項、16の3項、115の2項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第12条の3、13条、13条の2、59条の2項 (2)情報提供の根拠 第59条の2	事前	事務の追加に伴う、法令上の根拠の追加
令和4年5月6日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2項及び益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2項及び益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録をシステムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	事務の追加に伴う、法令上の根拠の追加
令和5年4月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2項及び益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録をシステムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	1. 番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2項 2. 及び益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録をシステムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び別表第二 (1)情報照会の根拠 第16の2項、17、18、19、115の2項 (2)情報提供の根拠 第16の2項、16の3項、115の2項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第12条の3、13条、13条の2、59条の2項 (2)情報提供の根拠 第59条の2	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二 第16の2項、16の3項、115の2項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二 第16の2項、17、18、19、115の2項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	法令上の根拠の追加、および文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 益城町では予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種履歴管理(履歴の照会及び交付) ②予防接種法による予防接種の実施対象者把握及び対象者通知作成 ③新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種に関する事務 ・住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の把握 ・個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日等) ・照会申請による予防接種履歴の照会 ・交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 益城町では予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種履歴管理(履歴の照会及び交付) ②予防接種法による予防接種の実施対象者把握及び対象者通知作成 ③新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種に関する事務 ・住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の把握 ・個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日等) ・照会申請による予防接種履歴の照会 ・交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	VRSの機能廃止に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2項 2. 及び益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録をシステムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	1. 番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2項 2. 及び益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	VRSの機能廃止に伴う変更
令和6年4月1日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更